

南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会 中間報告書（案）に対する意見

通し 番号	該当 ページ	該当箇所	意見	考え方
B-1	1	はじめに ④	<p>④一方で、本年2月には福島県沖を震源とする地震が発生し、今後も同地域においてM8クラスの地震の発生が予想されるほか、南海トラフ地震や首都直下地震については、今後30年間で70%程度の確率で発生すると予測されており、災害対応の更なる強化が求められている。</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震のような極めて規模の大きい災害への対応については、本制度創設時の研究会からの引き続きの課題とされていたところであり、地震災害の節目を迎えた本年、制度創設から3年間の運用実績等を踏まえて巨大地震等が発生した際の応援派遣のあり方を検討することの意義は非常に大きい。</p> <p>【下線部分についての意見】 「予想」「予測」が混在しており、使い分けの理由がなければ、平仄をとるべきと史料。</p>	<p>「予想」に統一する。</p> <p>④一方で、<del>本年2月には福島県沖を震源とする地震が発生し、</del>今後も同地域においてM8クラスの地震の発生が予想されるほか、南海トラフ地震は今後30年間で70~80%程度、<del>や首都直下地震については、</del>今後30年間で70%程度の確率で発生すると予想されており、災害対応の更なる強化が求められている。</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震のような極めて規模の大きい災害への対応については、本制度創設時の研究会からの引き続きの課題とされていたところであり、地震災害の節目を迎えた本年、制度創設から3年間の運用実績等を踏まえて巨大地震等が発生した際の応援派遣のあり方を検討することの意義は非常に大きい。</p>
B-2	4	1 応急対策職員派遣制度の現状と課題 3 制度に対する評価と課題 ③	<p>③このほか、被災地方公共団体への応援派遣を実施した後、その経験は庁内向けの報告会を行うだけで文章として残されず、暗黙知化しているという課題がある。被災地応援に関する個別具体的なノウハウが蓄積するような取り組みが求められる。</p> <p>【下線部分についての意見】 応援に入った側だけでなく、被災団体側の受援に関するものもあるとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>下線部分を「被災地応援及び受援に関する個別具体的なノウハウが蓄積するような取り組み」に修正 (参照 A-1)</p>
B-3	4	1 応急対策職員派遣制度の現状と課題 3 制度に対する評価と課題 ④	<p>④なお、新型コロナウイルス感染症との関係では、令和2年7月豪雨の際、避難所運営業務に従事していた応援職員が、派遣期間終了後になって感染が判明するという事案が発生した。災害時における応援団体、受援団体共通の課題として、引き続き、感染症対策の徹底を講じていく必要がある（注1）。</p> <p>注1）総務省では、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣について」（令和3年6月21日付け事務連絡）を发出し、災害時の新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供を行った。</p> <p>【意見】 令和2年7月豪雨において、応援職員が、派遣期間終了後に新型コロナウイルス感染症の感染が判明したことを受け、応援側自治体によっては、応援職員に対して派遣前後にPCR検査を実施していた。</p> <p>そのため、コロナ禍における応援職員の派遣について、マスク着用等の基本的な感染予防対策の徹底だけでなく、応援職員に対する派遣前後のPCR検査の実施やワクチン接種の有無などを課題として記載いただきたい。</p>	<p>（第3回検討会の際の委員からのご意見も踏まえ）新型コロナウイルス感染症については今後、どのような対応が必要となるか不明な部分があるため、本中間報告書においては具体的な対応の記載は見送るが、引き続き、応援職員の派遣における感染防止対策の推進について検討していく。 (参照 A-2)</p>

通し 番号	該当 ページ	該当箇所	意見	考え方
B-4	6	II 南海トラフ地震・首都直下 地震等大規模災害時の応援のあ り方 1 趣旨 (3) 膨大な応援ニーズへの対 応 ②	<p>②また、行政の手の行き届かない分野を中心とした民間との連携が重要となるが、研究会報告書では、熊本地震に際し、NPOやボランティア等との役割分担の調整が上手くいかず、応援職員のスキルを十分に活かすことができなかつたほか、<u>応援職員の士気が低下したとの指摘がされている。</u></p> <p>【下線部分についての意見】 今の書きぶりでは、民間との連携によって士気が低下したと読める可能性があると思われます（例えばですが、「スキルを十分に活かすことができなかつたことなどから、結果として応援職員の士気が低下した事例も見受けられたとの指摘がされている」など。ただしこの文案にこだわるものではありません）。</p>	<p>下線部分を「<u>スキルを十分に活かすことができなかつたことなどから、結果として応援職員の士気が低下した事例も見受けられた</u>」に修正</p>
B-5	6	II 南海トラフ地震・首都直下 地震等大規模災害時の応援のあ り方 2 災害マネジメント総括支援 員等の増員・活用	<p>2 (1) と (2) に、記述の重複があるように思いました。内容・構成をうまく再整理できれば、より分かりやすくなると思います。</p> <p>以下、考えてみた再整理の方法の案（例）ですので、ご参考まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 (1) ①の二段落目の記述「なお、連絡要員の位置付けは都道府県により異なっているが、被災都道府県において、災害マネジメント総括支援員（以下、本文と同じ）～運用も考えられる。」なお、この二段落目は、(2) の書き方によっては、削除しても良いと思います（下記のアンダーラインの記述をご参照）。</li> <li>・2 (1) ②「（前略）首都直下地震等大規模災害の発生時には、総括支援チームは先遣隊としてGADM等をプッシュ型で被災市区町村に派遣し、（以下略）」</li> <li>・2 (2) ①「まずは被災都道府県内のGADM等を、“（例えば）支援自治体からの総括支援チームに先立つ先遣隊として”派遣することが望ましい。</li> <li>・7頁 (2) ②の最後に「なお、地域GADM等の役割は、都道府県が派遣する連絡要員の役割と重複する場合があることから、都道府県においてはこれらの役割の整理が必要である。」と追記し、2 (1) ①2段落目削除する方法も考えられます。</li> </ul>	<p>2 (1) 及び (2) ①については、ご指摘を踏まえて修正。下線部の (2) ②については、役割をあえて重複させ、共にニーズの把握等に当たること、都道府県からの支援を円滑に行われるようにする趣旨である。</p> <p>6 ページ 2 (1)</p> <p>①現在、大規模災害が発生した際には、被災都道府県から被災市区町村に対し、連絡要員が派遣されることが多くなっている（注3）。</p> <p>なお、<u>連絡要員の位置付けは都道府県により異なっているが</u>、都道府県において、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員（以下「GADM（注4）等」という。）として登録されている者を大規模災害時の被災市区町村との連絡要員とする運用も考えられる。</p>

通し 番号	該当 ページ	該当箇所	意見	考え方
B-6	6～7	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 2 災害マネジメント総括支援員等の増員・活用	<p>・「総括支援チーム」、「先遣隊」、「プッシュ型でのGADM等の派遣」、「地域GADM」の考え方が、少し分かりにくいところがありました。GADMは個人の資格であり、彼らをどのような立場で被災市区町村に派遣するのか、明確に分かる記述が望ましいと思いました。</p> <p>・具体的には、3頁（2）①にて、「総括支援チームの「先遣隊」としての活動の重要性が高まっている」との記述があり、総括支援チームには先遣隊の役割が含まれていると読めます。一方、6頁のプッシュ型でのGADM等派遣、地域GADM等の派遣では、その位置付けが書かれていません。6頁においても、「総括支援チームとして」「先遣隊として」など、GADM等の位置づけが明確な方が良いでしょう。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正</p> <p>6 ページ 2 （1）</p> <p>②研究会報告書における指摘（注5）も踏まえると、南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害の発生時には、<u>総括支援チームとして</u> GADM等をプッシュ型で被災市区町村に派遣し、被災都道府県からの連絡要員と連携して状況を確認した上で、被災都道府県から派遣要請を行うこと <u>も</u>が被害状況や応援ニーズの把握に有効と考えられる。</p> <p>2 （2）</p> <p>①プッシュ型でのGADM等の派遣は速やかに行うことが求められる。当初から全国規模でGADM等の派遣を行うと時間を要する場合が多いと考えられるため、まずは被災都道府県内のGADM等（被災都道府県内で不足する場合は被災ブロック内のGADM等。以下総称して「地域GADM等」という。）を <u>総括支援チームとして</u> 派遣することが望ましい。</p>
B-7	7	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 2 災害マネジメント総括支援員等の増員・活用 （3）GADM等の増員確保 ③	<p>【意見（修正）】</p> <p>③また、同通知においては、GADM等の知見は自団体の災害対応力の強化にもつながるとされている。南海トラフ地震及び首都直下地震に係る法律に基づき防災対策推進地域等に指定されている地方公共団体については、GADM等を更に養成・確保しておくことが望ましい。</p> <p>「南海トラフ <u>地震</u> 防災 <u>対策</u> 推進地域」の重点受援県（又は「首都直下地震緊急対策区域」の受援都道府県）に指定されている市区町村に対してGADMを1か月（4週）間、1週間交代で派遣すると、1,000人超のGADMが必要になる。当面の数値目標としては、1,000人規模のGADMの養成・確保を目指すことが考えられる（注7）。</p>	<p>ご指摘の通り修正</p>
B-8	8	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 2 災害マネジメント総括支援員等の増員・活用 （3）GADM等の増員確保 ⑤	<p>・最終行「レベルに応じた」→「レベルや被災地での役割に応じた」</p> <p>・最終行に追記「また、法制度の変化や新たな災害対応の教訓を学んでいくため、継続的な研修・教育の仕組みが求められる。」があっても良いと感じました。</p>	<p>ご指摘の通り修正</p>

通し 番号	該当 ページ	該当箇所	意見	考え方
B-9	9	注8)	注8) 例えば、平成28年の熊本地震の際、九州地方知事会では、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき本部長が割当てをするというコンセンサスが得られており、これに沿う形で応援団体を決定した。 また、関西広域連合が平成29年に策定した「関西広域連合による応急対応期の首都圏の被災自治体支援のあり方検討報告書」においては、あらかじめ、首都直下地震時における応援団体と受援団体を、人口及び職員数等に基づき都府県及び指定都市の単位で定めている。	ご指摘の通り修正
B-10	9~10	注9)	注9) 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）が5月12日に成立した。本法に基づき、2025（令和7）年度を目標時期として地方公共団体のシステムの標準化を図ることとされており、その動向にも留意が必要である。  【意見】 被災者生活再建支援業務にかかるシステムは、同法における標準化の対象ではないが、この記載では対象であるかのような誤解を招く可能性がある。対象ではないことを明確に記載する、あるいは、注9を削除すべきと思料。	注9を削除
B-11	10	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 4 応援側の体制 (1) 事前の応援体制の構築 ②	・ 応援県等において「応援隊の体制」→「応援隊の体制（班構成や1班当たり人員数、班長候補者等）」 (・ 上記の意図としては、派遣する総人員数の見積もりは無理であっても、「1班7名体制で、最大で総括支援チームとして2班、対口支援チームとして5班」などの班（ユニット）を定めておく、何ユニットを派遣すれば良いのか、誰が班長になるのか、災害後の意思決定がスムーズに進みます。できれば、標準的なユニットの単位を国で示していただければ、被災地での共同作業などもスムーズに進むようになると思いますが、これはアクションプランで定めるので良いかもしれません。)	中間報告の時点では記載しないこととしたいが、アクションプランで検討する。
B-12	10	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 4 応援側の体制 (1) 事前の応援体制の構築 ④	④このため、必要な応援職員の確保を行うべく、応援団体においては、発災後、自団体における不急の業務の先送りなどの対応が必要になると考えられる。こうした対応を円滑に行うためには、その必要性について、当該団体の住民を含め、大規模災害が頻発する我が国の住民において共通認識として共有されることが望まれる。  【意見】 この点について基本的に異論はございません。ただ具体的には当該応援団体において応援職員を多数出した後の業務遂行をどうするのかという観点から、応援派遣版BCPのようなものがあつたほうがよいのではないかと思います。	業務継続計画に関する対応については、関係省庁と協議していくこととし、原案とさせていただきます。  (参照 A-6)
B-13	11	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 4 応援側の体制 (2) 県（市）応援隊の編成 ⑥	自己完結型での移動手段の確保。ガソリン補給、途中での中継基地。広域移動が必要。現地宿泊場所が不明。  (同旨 A-7)	ご指摘の派遣元団体のバックアップ体制については重要な点であると認識しており、11ページ⑥で記載している。

通し 番号	該当 ページ	該当箇所	意見	考え方
B-14	11	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 4 応援側の体制 (2) 県(市) 応援隊の編成 ⑦	<p>⑦応援班の総括支援チームについては、被災市区町村の災害対策本部に常駐し、首長への災害マネジメントに関する助言や、関係機関との連携・調整を行うことが求められる。その際、総括支援チームは先に派遣されている地域GADM等と連携し、被災地の状況に関する情報の共有・引継ぎを着実に実施することが必要である。</p> <p>【下線部分についての意見】                      応援派遣が長期化した際には、職員のメンタルヘルスへの配慮についても担当されるのでしょうか(そもそもGADMの任務に入っているということでしたらご放念下さい)。</p>	<p>職員のメンタルヘルスについては重要な課題であり、今後も災害対応業務に従事する職員の勤務環境に十分配慮する必要があると考えるが、別途議論することとしたい。なお、再規模災害や特殊災害により職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体に対しては、メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業も行われている。</p>
B-15	11	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 4 応援側の体制 (2) 県(市) 応援隊の編成 ⑨	<p>⑨例えば、避難所運営の支援について考える場合、避難住民には女性が相当数含まれるほか、年齢や性別、障害の有無等によって必要になる配慮等も多様であることから、対口支援チームの編成が男性職員に偏らないことなどへの留意が望まれる。</p> <p>(同旨 A-8)</p> <p>【下線部分についての意見】                      検討会での議論においては、女性だけでなく様々な属性への配慮の視点が必要ということであったと記憶している。                      下線部前半はそれに合わせて性別以外の属性についても触れられているが、後半は「男性職員に偏らない～」と性別にしか言及していないので、話の方向性にズレがあるように思われる。                      例えば、「男性職員、高齢職員など特定の属性に偏らない～」とするなどの対応が考えられる。(高齢職員だと今ひとつしっくりこないような気もしております。検討会でこの問題を指摘された入江先生から何か修正意見が出されていたら、どうぞそちらを優先してください。)</p>	<p>避難所運営等においては年齢や性別、障害の有無等への様々な配慮が必要であるが、応援職員の構成において留意すべき主な例として性別を例示しつつ以下のとおり修正する。</p> <p>⑨例えば、避難所運営の支援について考える場合、避難住民には女性が相当数含まれるほか、年齢や性別、障害の有無等によって必要になる配慮等も多様であることから、対口支援チームの編成が男性職員に偏らない<b>など、可能な限り多様な構成とする</b>ことなどへの留意が望まれる。</p>
B-16	12	II 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方 5 受援側の体制 (1) 被災都道府県 ④	<p>④として追記                      ・南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時には、一つの応援県等が、同一都道府県の複数の被災市区町村を支援する状況が想定される。そのような場合でも、被災都道府県・被災市区町村と応援県等の連携が円滑に進められるよう留意しながら、市区町村の受援計画の策定を支援していくことが望ましい。                      (・上記の意図としては、可能な限り、同一県内の市町村においては、受援の調整方法や仕組み等が統一されている方が、県や応援県等にとって活動しやすくなります。)</p>	<p>ご指摘の通り修正</p>

通し 番号	該当 ページ	該当箇所	意見	考え方
B-17	12	II 南海トラフ地震・首都直下 地震等大規模災害時の応援のあ り方 5 受援側の体制 (2) 被災市区町村 ②	<p>【意見（修正）】</p> <p>②しかしながら、南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時には膨大な応援ニーズが想定されることから、この全てがカバーされないことも考えられる。このため、被災市区町村においては、その点を念頭に置いた上で、応援団体にどのような業務から取り組んでもらうべきか、災害対応業務の優先順位等を <u>受援計画</u>や業務 <u>継続計画</u>や <u>受援計画</u>等で定めておくことが望ましい。</p> <p>(理由)</p> <p>防災基本計画において「業務継続計画の策定等に当たっては (中略) 非常時優先業務の整理について定めておくものとする」とする等、非常時優先業務については業務継続計画において定めておくことを想定している。</p> <p>については、業務継続計画を先に記載していただきたい。</p>	ご指摘の通り修正 (参照 A-9)
B-18	13	II 南海トラフ地震・首都直下 地震等大規模災害時の応援のあ り方 6 民間との連携 (1) 行政の役割とされる業務 の一部委託 ③	<p>【意見（修正）】</p> <p>③なお、現場の活動において民間に被災地方公共団体が依頼を行う際、個人情報の取扱いについて課題となるため、<u>NPOとの覚書</u>や<u>契約書のひな形</u>があると良い。</p> <p>(同旨 A-10)</p>	ご指摘の通り修正
B-19	13	II 南海トラフ地震・首都直下 地震等大規模災害時の応援のあ り方 6 民間との連携 (2) 民間との情報共有体制 ③	<p>【意見（修正）】</p> <p>③NPO・ボランティア等が実際にどの程度被災地に入るかについては事前に把握することが難しいが、大規模災害時には毎回現地入りする専門的なNPOもあることから、GADM等の研修でそのような団体を紹介 <u>したり、NPO等の動きの全体像を把握したりする機会を設ける</u>ことも検討すべきである。<u>また、研修の内容については、専門的なNPOと企画の段階から検討することが望ましい。</u></p>	ご指摘を踏まえて修正  ③NPO・ボランティア等が実際にどの程度被災地に入るかについては事前に把握することが難しいが、大規模災害時には毎回現地入りする専門的なNPO等もあることから、GADM等の研修でそのような団体を紹介 <u>したり、NPO等の動きの全体像を把握したりする機会を設ける</u> ことも検討すべきである。 <u>また、研修の内容については、専門的なNPO等と企画の段階から検討することが望ましい。</u>

通し 番号	該当 ページ	該当箇所	意見	考え方
B-20	13~14	注13)	<p>注13) 多くのNPO・ボランティア等が情報共有会議に参加しようとする場合、慣れていない被災地方公共団体では十分な対応ができないことが考えられるため、NPO等の窓口となる、行政以外の組織との連携が重要である。さらに、都道府県ごとに外部のNPO受入れの窓口となるような地域のNPOをあらかじめ決めておき、そうしたところと防災訓練を行っておくことで、災害時の連携がうまくいくことも考えられる。</p> <p>【意見】 こうした対応が必要な根拠として、以下を示していただきたい（現段階ではこのこと自体があまり周知されていないため）。</p> <p>防災基本計画 第2編 第一章 第三節 国民の防災活動の環境整備 （2）防災ボランティア活動の環境整備 ○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社，社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正（参照 A-11）</p> <p>注13) 多くのNPO・ボランティア等が情報共有会議に参加しようとする場合、慣れていない被災地方公共団体では十分な対応ができないことが考えられるため、NPO等の窓口となる、行政以外の組織との連携が重要である。さらに、<u>防災基本計画にもあるとおり（※）、</u>都道府県ごとに外部のNPO等受入れの窓口となるような地域のNPO等をあらかじめ決めておき、そうしたところと防災訓練を行っておくことで、災害時の連携がうまくいくことも考えられる。</p> <p>※防災基本計画 第2編 第一章 第三節 国民の防災活動の環境整備 （2）防災ボランティア活動の環境整備 ○国〔内閣府，消防庁，文部科学省，厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社，社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p>
B-21			<p>令和3年6月14日付で本会から意見を提出したとおり、アクションプラン策定にあたっては、臨機応変な各知事の判断が活かされるよう、各都道府県の応援協定や、既存の全国知事会調整スキームを活かして、柔軟な運用を図っていただきますようお願いいたします。</p>	<p>アクションプラン策定の際に留意することとしたい。</p>
B-22			<p>応急対策職員派遣制度については、市区への更なる周知を図るとともに、受援側である被災市区においてきめ細やかに対応できる職員を派遣していただく等、被災市区に寄り添った対応がなされるよう配慮していただきたい。</p>	<p>アクションプラン策定の際に留意することとしたい。</p>
B-23			<p>最終的なまとめ方は事務局にお任せするが、本報告書において特に重要なのは災害マネジメントの支援だと考えているので、その部分をよりわかりやすく示したほうがよいと思われる。</p>	<p>今後のアクションプランの策定の際には引き続き災害マネジメント総括支援員の増員・確保等について検討していくこととしたい。</p>